

経済産業省

受託調査

# 香港における税関登録関連調査 報告書

2017年3月

日本貿易振興機構（JETRO）  
東京本部 知的財産課  
香港事務所

# 目 次

## 目次

- P.3 調査概要
- P.3-4 調査内容【調査項目1】差止制度概要
- P.4-7 調査内容【調査項目2】知財権の事前登録制度(権利侵害品の監視の目的)
- P.7-10 調査内容【調査項目3】権利侵害品の差止

### **【別添資料】**

- 別添資料1:「鑑定人任命に関する授権書」書式サンプル
- 別添資料2:「認定鑑定人に関する背景資料」書式サンプル
- 別添資料3:「権利侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート (出入国管理レベル)」
- 別添資料4:「権利侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート (小売・流通レベル)」
- 別添資料5:「著作権侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート (卸売・流通・製造レベル)」

## 1. 調査概要

本調査では、香港における差止制度概要、知財権の事前登録制度（権利侵害品の監視の目的）、権利侵害品の差止に関する現状を踏まえ、関連権利者の今後の模倣対策の一助とすることを目的とする。

## 2. 調査内容

### 【調査項目1】差止制度概要

- ・ 国境措置（香港税関は香港特別行政地区での取締を行うのでこの用語が必ずしも適切とは言えないが、TRIPS 協定上の用語として用いる）の根拠法令
- ・ 税関差止の対象となる権利（商標権～不正商標商品か商標権侵害品か、著作権～複製権 侵害品か、専利権・・・）及び法的根拠
- ・ 偽造商標とはforged trademarkのことと思われるが、これは登録商標と同一を意味するものと思われる、TRIPS協定のcounterfeit trademark goods(不正商標商品)に該当するものと思われる。一方、虚偽の商品表示とは何か。いわゆる類似商標(similar trademark)を意味するのか。また、商品の範囲は登録商標の指定商品と同一のものに限定されるのか。それとも、類似の商品まで対象となるのか。
- ・ 著作権侵害品（海賊版）は複製権侵害のものに限定されるか。ネット上の著作権侵害は対象か。

### 【結果】

香港税関は香港における著作権及び商標権の侵害行為に対して刑事制裁（取締及び香港裁判所への起訴を含む）を行う任務を負う唯一の政府機関であり、その使命は香港の関連法令（著作権条例（the Copyright Ordinance、香港法第528章）、商品説明条例（the Trade Descriptions Ordinance、同第362章）及び著作権盗用防止条例（the Prevention of Copyright Piracy Ordinance、同第544章）に基づいて、知的財産権（知財権）を持つ権利者や合法的な貿易業者の利益を保護することにある。

同税関では、海賊版及び模倣品の供給と小売行為に対して、供給・小売の両面における取締戦略を採用している。供給面においては、輸入及び輸出、製造、卸売及び流通レベルにおける違法活動に対する取締に主眼を置いており、一方小売面においては、路上レベルの著作権及び商標権侵害行為を撲滅するために繰り返し持続的な取締を行うことに主眼を置いている。

同税関では、商品説明条例（the Trade Descriptions Ordinance、同第362章）に基づいて、偽造商標や虚偽の商品表示を付した商品に対して取締を実施している。

商品説明条例の第2条において、「虚偽の商品説明」については次のような定義がなされている。(a) かかる虚偽が重大な程度に達している商品説明（2012年第25号第3条修訂）、若しくは (b) 虚偽とはいえないものの、誤解を招く商品説明を含んでおり、かかる商品説明について、虚偽が重大な程度に達している商品説明の一種とみなされる可能性が相当ある（2012年第25号第3条修訂）。例えば、著名な登録商標に非常に類似していたり、類似した字形やサイズ、色を使用したブランド名を付した商品がこれに含まれる。

また「偽造商標」については、同条例の第9条 (3) 項 (a) において、次のような定義がなされている。(i) 商標権者の同意なしに製造された商標、若しくは人を欺くことを計算して製造されたかかる商標にきわめて相似したマーク。(ii) 変更、追加、削除若しくはその他の方法で改ざんされた任意の本物の商標。

なお、商品の範囲については、登録商標の指定商品と同一のものだけでなく、類似の商品まで対象となる（同条例第9条 (3A) 項 (c)）。

著作権侵害に関して、香港税関においては文学、演劇、音楽及び芸術作品、音声記録、映画、放送、有線放送番組及び公表版の印刷上の配列等の著作権を侵害する活動に対して調査及び告訴を行っており、そのカバー範囲は、海賊版ディスクの製造・保管・小売及び輸出入レベルにおける摘発のみならず、海賊版ソフトやその他

著作権で保護された作品の商業使用に対する摘発、またインターネット上の著作権侵害活動に対する摘発も対象に含まれている。（香港税関ホームページより）

[http://www.customs.gov.hk/en/enforcement/ipr\\_protection/strategy/index.html](http://www.customs.gov.hk/en/enforcement/ipr_protection/strategy/index.html)

## 【調査項目2】知財権の事前登録制度（権利侵害品の監視の目的）

- ・ 税関での事前登録方法（申請人適格、代理人の要否などの申請要件、登録フロー等）
  - 代理人の資格要件（代理人は弁護士である必要があるか、輸入代理店等でも良いのか）
- ・ 簡体字での登録可否
- ・ 登録のための必要書類
- ・ 登録までに要する時間、費用（実費・代理人に依頼する場合、代理人の費用）
- ・ 登録できた場合の、登録の有効期間

## 【結果】

香港税関における知財権の事前登録を進める際、「有資格鑑定人（英語でQualified Examiner、中国語で合資格的驗證人員と呼称される）」の任命が権利者にとって必須事項となる。同鑑定人は香港在住であることが望ましいとされている。「有資格鑑定人」は模倣・侵害行為に立ち向かう同税関に対して必要な支援を随時提供できることが求められ、そのような支援には、例えば香港裁判所へ出廷し、模倣・侵害品業者の前で必要な証言を提供するなどの対応が含まれる。

権利者による「有資格鑑定人」の任命は、香港税関における知的財産権登録の際には必須条件となる。代理人による登録でない場合でも、税関登録の方法は同じとなる（いずれの場合でも権利者による有資格鑑定人の任命が必要）。もしこれを行わなかった場合、同税関はかかる登録を受理せず、同税関による疑義模倣品の輸入／輸出差止が行われなくなる可能性がある。これは同税関がかかる疑義模倣品の差止や差押を行うに十分な根拠若しくは知識を持っていないという理由によるものである。

「有資格鑑定人」は必ずしも弁護士である必要はなく、輸入代理店の従業員などでも良いが、有資格鑑定人には権利者の企業背景や製品の製造工程、ライセンス許諾及び流通経路などに至るまで幅広い商品知識が求められることになるため、実際のプラクティスとしては、権利者の企業若しくはその香港法人に勤務する社歴の比較的長い従業員が任命されることが少なくない。なお「有資格鑑定人」に任命されるためには、次の条件を備えていることが必須とされる。

- 1) 権利者である企業の歴史、製品ラインアップ及び生産設備などについて精通していること。
- 2) 同税関により押収された商品の真偽を判別できる能力があること。
- 3) 後日行われる刑事裁判において、被告（摘発を受けた者）側が抗弁した場合、被告側から受託を受けた弁護士に対し、原告（同税関）側から求められた場合に原告側証人として出廷協力できること。

同税関からの要求があった場合、権利者は同税関が指定する香港域内に所在する同税関内のオフィスへと「有資格鑑定人」を真偽鑑定のために出頭させなくてはならない。権利者は自らが指定する代理人若しくは権利者の企業に勤務する従業員などを「有資格鑑定人」として指名することができる。

「有資格鑑定人」が同税関から出頭を求められる際、同税関では特に出頭の期限を定めていないが、例を挙げると、貨物コンテナの差押えを実施しようとする場合には緊急案件として、例えば差押え当日の出頭と真偽鑑定の協力を求めてくることもある。そのような場合、もし「有資格鑑定人」が速やかに出頭できない状況が発生した場合、同税関はかかる差押えを実施できない可能性がある。

なお、事前登録の際、権利者は次のような関係書類を同税関へ提供することが求められている。かかる授權書は、香港の公用語である中国語（繁体字と簡体字のどちらでも可能）若しくは英語で作成・提出されるものとし、日本の公証人による公証は必要ない。もし授權書がそれ以外の言語に翻訳され作成されている場合には、日本の公証人による公証が必要となるが、外務省などの認証（若しくはアポステイーユ）は必要ない。

- a) 鑑定人任命に関する授権書（別添資料1：「鑑定人任命に関する授権書」書式サンプル参照）
- b) 鑑定人の経歴若しくは背景資料（別添資料2：「認定鑑定人に関する背景資料」書式サンプル参照）

なお税関登録に関する全ての書類の提出先は、次の通り。

Intellectual Property Investigation Bureau（香港税関 版權及商標調査科）  
Customs and Excise Department  
25<sup>th</sup> Floor, Customs Headquarters Building,  
222 Java Road, North Point, Hong Kong

同税関は「有資格鑑定人」の任命に関する授権書の受理を行う前に、当該「有資格鑑定人」との面会を求める傾向があり、その際に当該「有資格鑑定人」が前述した条件を満たしていないと判断した場合、当該任命を拒絶する権利を有する。

権利者から任命された「有資格鑑定人」との面会において、香港税関が当該任命を受け入れた場合には、権利者は次のような必要書類を同税関に提出することにより、事前登録の手続きを進めることができる。

- a) 香港における商標登録証
- b) 権利者の企業背景／歴史、同税関の今後の取締において留意してほしい製品の種類（及び画像）

同税関では、対象となる知的財産権の登録状況（権利者に関する情報も含む）について、香港知的財産権署のデータベースに直接アクセスする形で随時自主的に調査することができるため、権利者が授権書を提出する際、通常の場合、登記簿謄本の副本などの提出を求められることはない。

事前登録にかかる期間については授権書の提出から面談まで、また「有資格鑑定人」の任命が完了するまでの所要期間について、同税関では特に目安を設けていない。これは同税関における当時の業務量やマンパワー、また有資格鑑定人と税関担当官の面談スケジュール調整において変動が生じるためとされている。同税関によると、同税関が「有資格鑑定人」の任命を承認し、同税関から要求する全ての必要書類の提出が完了すれば、その後の手続は同税関における書類確認作業のみとなるため、かかる任命の承認及び全ての必要書類の提出完了から、通常約10営業日で登録が完了する。

事前登録できた場合の有効期限について、同税関では特に期限を設けていないが、登録後に登録内容について更新や変更事項が生じた場合には、速やかに同税関への通知（特に通知期限なし）を済ませることが望ましい。

同税関での事前登録には政府手数料は一切かからないが、同税関との潤滑なコミュニケーションのために香港弁護士若しくは現地代理店などの第三者に手続きを委託した場合には、権利者の負担で当該委託費用が別途かかる。また、香港弁護士による代理出廷は認められないが、権利者若しくは「有資格鑑定人」が出廷する際、公判で原告側証人としてどのように発言するのが適切かについて、事前に香港弁護士の専門的なアドバイスを受けたり、公判への同伴を依頼することは可能（但し弁護士の同伴が認められるのは傍聴席の立ち入りまで）となる。香港弁護士によるアドバイスを受けるかどうかはあくまでも権利者の任意にまかせられるため、当該アドバイスにかかる弁護士費用は当然権利者の負担となる。

香港弁護士に委託する場合、香港の一般的な法律事務所においてはほとんどの場合タイムチャージ制が採用されていることが多いが、香港においては弁護士報酬に関する規程がないため、各弁護士事務所はそれぞれ異なる報酬体系を自由に設定でき（一般的に中小規模の事務所よりも大手や外資系の事務所の方が時間当たりの報酬設定が比較的高めの傾向あり）、同じ弁護士事務所内においても担当弁護士の経験や在籍年数、ポジションにより報酬レートは異なるため、香港弁護士のアドバイスを受けたい場合、権利者は各弁護士事務所へ問い合わせ、担当弁護士のポジションや経験、かかる費用について事前に確認する必要がある。

### 【調査項目3】権利侵害品の差止

- ・ 権利者の義務
- 担保の提供 金額、担保の方法
- 金銭の提供、銀行保証など
- ・ 権利侵害疑義品発見の通知と、これに対する権利者からの回答期限、さらに回答しない場合の不利益
- ・ 税関の権限
  - 知的財産権侵害品の捜査権限（捜索、押収、逮捕）はどのようなか。
  - 権利侵害の判断権限は税関にあるのか
  - 権利侵害の判断は裁判所にあるのか。裁判所の場合は、刑事訴訟か。刑事罰とすれば、有罪の場合は罰金、禁錮など処罰の内容を記述。
  - 侵害であると判断された場合の、措置（没収、廃棄など）はどのようなか。
  - 税関の真贋判定に資する情報提供（ホワイトリスト、ブラックリスト、セミナー開催など）
  - 権利侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート

### 【結果】

香港税関に対する権利者の義務としては、次のような事項が挙げられる。

- a) 押収品の真偽鑑定について必要な支援を行うこと。
- b) 対象となる商標が香港行政特別区で商標登録済みであることを示す商標登録証の提供。
- c) 真正品及び模倣品のサンプル提供。
- d) 権利者本人ではない別の者が事前登録を代理して行う場合には、権利者本人の代理人であること、また案件が刑事訴追された際には必要な支援を行わせる旨明示した授權書の提出。
- e) 取締後の鑑定業務や関連証拠の提供、及び法廷における証言について協力させる旨明示した「鑑定人任命に関する授權書」の提出。

香港税関における取締においては、担保や金銭、銀行保証の提供は一切求められない。

香港税関は著作権及び商標権侵害案件に対する香港で唯一の刑事取締機関であり、その権限は捜査や捜査過程における疑義侵害品の物品差押え、押収、保管及び起訴業務におよぶ。

香港税関による疑義模倣・侵害品の差し止め若しくは押収が行われた際、同税関は事前登録時に登録された権利者の「有資格鑑定人」の連絡先へ通知を行う。このような通知では、「有資格鑑定人」は当該疑義模倣・侵害品の鑑定に協力するため、同税関が指定する香港域内の場所へ出頭を要請される。出頭時期については特に期限は設けられていないが、案件の性質上、可及的速やかに出頭することが望まれる。このような要請に応じることは、同税関に必要な支援を行うという「有資格鑑定人」の義務のひとつである。これに応じなかったために権利者若しくは当該「有資格鑑定人」が同税関から何らかのペナルティを科されることはないが、デメリットとして今後同税関における権利者の模倣・侵害品取締活動において、前線で働く担当官のモチベーションを低下させる可能性が考えられる。

また、同税関によって実施された全ての摘発案件については、一律に刑事案件として香港裁判所へ起訴される。香港税関により実施された全ての摘発案件の刑事訴訟経費については、権利者による申し立てによる摘発案件であるか若しくは同税関による自主的な摘発案件であるかを問わず、いずれも香港特別区行政庁による負担となり、権利者に負担を求められることはない。但し権利者が希望して従業員等に公判を傍聴させる場合、傍聴にかかる当該従業員等の香港裁判所への旅費等は権利者の負担となる。同様に、権利者が任命した「有資格鑑定人」が原告側証人として出廷要請された場合、出廷にかかる「有資格鑑定人」の香港への旅費等、また出廷に際して香港弁護士を同伴させた場合の弁護士の報酬や交通費等の経費は権利者の負担となる。

鑑定後、起訴に至るまでの所要期間については、案件の複雑度や押収された物品の種類、香港税関による調査

で入手可能となった証拠の内容により変動するため、明確な目安は存在しない。なおこれも個々の案件により異なるが、比較的緊急扱いの案件の場合、同税関は起訴から約2～3週間後の期日を、通常の案件の場合には起訴から約2～3カ月後の期日を公判日として設定している。いずれの案件においても、同税関は「有資格鑑定人」が原告側証人として出廷準備するため十分な時間を確保できるよう、公判日が設定され次第、可及的速やかに「有資格鑑定人」へ通知するとしている。

権利者側が公判への出廷を求められるケースとしては、当該刑事案件において原告となる香港税関から原告側証人として出廷を求められる場合が想定される。この場合に出廷を求められる証人は、香港税関による摘発後に差押え品の真偽鑑定に協力した者であるため、権利者自らが鑑定人となった場合には権利者自らが、権利者が任命した「有資格鑑定人」が鑑定人となった場合には当該「有資格鑑定人」が原告に協力する形で出廷を行う。

市場一斉摘発など、複数業者に対する摘発が同時実施された場合や、若しくは同一業者に対して異なるタイミングで摘発や水際での差し止め等が実施され、その結果権利者の模倣品とおぼしき商品がいずれも差し押さえられた場合に、それら個々の案件についてはいずれも別個の刑事事件として香港裁判所へ起訴が行われることから、それらの案件についてそれぞれ原告側証人として出廷要請されるような場合も考えられる。

証拠については、差押えられた商品の同税関外への持ち出しは厳しく制限されているため、それら商品の一部若しくは全部を鑑定のために外部へ貸し出すことは行われていない。また都合により権利者若しくは「有資格鑑定人」が電子メール経由での画像鑑定を希望する場合でも、同税関はそのような措置には応じていない。また、模倣品と正規品の相違点について、税関に可能な限りの情報を権利者から適宜提供することは可能であり、そのような提供は歓迎される傾向にある。提供の際には香港の公用語である英語若しくは中国語で作成された資料を提供する。権利者による真贋判定に資する情報提供に関して、同税関では特にどのような形が優先されるか若しくは好ましい方法であるかについて言及していないが、一連の本調査においてコンタクトした同税関の担当官によれば、同税関への各種リスト（ホワイトリスト、ブラックリスト）の提供にしても税関職員を対象としたセミナーの開催にしても、権利者からそのような提案を受けることは随時歓迎しているという。

「有資格鑑定人」による真偽鑑定実施後、摘発対象とされた物品が侵害品であることが確認された場合には、当該侵害品は刑事訴訟の証拠として、訴訟が終わるまで同税関の保管倉庫内でそのまま保管され、当該訴訟において原告（同税関）側が勝訴した場合には、同税関が決定した処分方法により処分が行われ、逆に原告側が敗訴した場合には、被告（摘発対象となった業者）へ引き渡される。

なお、香港税関ではいかなる種類、また特別な保存方法が必要な差押え品（冷凍品や冷蔵品などの食品も含む）についても、税関により適切な形で保管が行われ、かかる保管費用については税関が負担する。保管費用については刑事裁判での原告（税関）勝訴後に被告へ補償請求が行われることもある。なお、非常にレアなケースではあるが、差押え品の量が非常に多く、税関が一時的に保管場所を確保出来ない状況が発生した場合には、保管場所の提供可否について権利者へ話がいくことがある（但しその場合でも数日以内には税関が保管場所を確保し、そちらへの移送が可能）。その保管方法については、案件ごとに異なった対応が取られることもある。例えば物品の性質上、途中で腐敗してしまった場合においては、たいがいは廃棄処分とされる。商標権侵害等の案件においては、通常は商品の箱やラベル、ステッカー部分に侵害商標が付されているため、商品本体を廃棄したとしても、それらの侵害商標を付した部分を証拠として保管する。その他の案件においては、裁判所に許された形（例えば商品を撮影した写真など）で証拠を保管できる場合もある。

押収対象となった知財権侵害品の処分については、香港裁判所における刑事訴訟が終結し、有罪判決が確定後、押収対象となった侵害品の性質に応じて、様々な方法で破壊処分が行われる。破壊の方法としては粉碎、切断、焼却若しくは下水への排出が含まれる。

処罰について、香港の法令においては、著作権侵害行為に対する刑事取締について様々な条文で規定しており、著作権侵害品の製造や、取引若しくは事業目的での同侵害品の所持を厳しく禁じている。有罪が確定した場合、違反者には最高で禁固四年及び侵害品一品につき 5 万香港ドルの罰金が科せられる。

海賊版の輸入若しくは輸出に関わる行為も香港では刑事罰の対象となる。また、たとえ香港域外でのことであっても、香港へ輸入する目的で関与した者に対しては、香港の刑事罰が適用される。海賊版の製造に関与した違反者には、有罪が確定した場合、最高で禁固八年と 50 万ドルの罰金が科せられる。

香港の商品説明条例 (the Trade Descriptions Ordinance、同第 362 章) においては、偽造商標を付した商品 (商品の範囲については、登録商標の指定商品と同一のものだけでなく、類似の商品も含まれる (同条例第 9 条 (3A) 項 (c) ) の販売、若しくは販売目的で所持する行為はいずれも犯罪と定義づけられている。これらの犯罪行為に対して行われる香港税関によるすべての摘発案件については、一律に刑事案件として香港税関により香港裁判所へ起訴される。有罪が確定した場合、違反者には最高で禁固五年及び 50 万香港ドルの罰金が科せられる。権利者が侵害者に対して損害賠償を請求する場合、刑事訴訟とは別途に民事訴訟を提起する必要がある。

権利侵害疑義品の発見から廃棄までの流れについては、商標権侵害 (出入国管理レベルと小売・流通レベル) 及び著作権侵害 (卸売・流通・製造レベル) の三つに分けた形で本報告書の別添に図示している。(別添資料3: 「権利侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート (出入国管理レベル)」、別添資料4: 「権利侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート (小売・流通レベル)」、別添資料5: 「著作権侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート (卸売・流通・製造レベル)」

以上



**SAMPLE AUTHORIZATION LETTER – For Forged Trade Mark Cases***(preferably using company letter)**(Date)*

Intellectual Property Investigation Bureau  
 Customs and Excise Department  
 25 Floor, Customs Headquarters Building,  
 222 Java Road, North Point, Hong Kong

Dear Sirs/Madams,

**Examiner Authorization Letter**

We, \_\_\_\_\_, a limited/unlimited liability company duly incorporated under the laws of \_\_\_\_\_, having its legal address in \_\_\_\_\_, are owner of the trade mark(s) specified in the attached documents.

We hereby authorize *the person listed below* to represent us to provide assistance to your department with regard to the Trade Mark(s) in lodging complaints, appointment of examiners, identification of suspected counterfeit products, i.e. *(please specify the range of products, e.g. apparel, toys, all products, etc.)* \_\_\_\_\_, giving evidence and testifying in the courts of Hong Kong against such counterfeit goods:

1. \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_

*(For company, please add a general explanation of the relationship between the trade mark owner and the authorized company, e.g. distributor/licensed manufacturer/wholly-owned subsidiary. For distributor or licensed manufacturer, please state the period of authorization, if any.)*

*(For person, please add a general description of his/her work experience, current post title and scope of duty, years of service, training and expertise acquired, etc. which account for his/her knowledge and competency in the products and identification.)*

This authorization is effective from (dd/mm/yyyy)\_\_\_\_\_ until further notice.

We, the undersigned, duly authorized to make this document on behalf of the company undertake to provide assistance to your department with regard to the Trade Mark(s) in identification of suspected counterfeit products, giving evidence and testifying in the courts of Hong Kong against such counterfeit goods.

Signature:

Full Name:

Position:

Company: *(With Company Chop)*

(参考用和訳)  
授権書書式サンプル-商標権侵害案件向け  
(権利企業の社名・連絡先入りレターヘッドを使用すること)

(日付)

版權及商標調査科  
香港税関  
香港北角渣華道 222 號海關總部大樓 25 樓

拝啓

**鑑定人任命に関する授権書**

我々こと (権利企業社名) は (国名) の法律に基づき合法に設立された有限／無限責任会社で (登録所在地) に登録所在地を置き、別添に明記する登録商標の保有者である。

我々は、当該登録商標に関して取締の申し立てや鑑定人の任命、疑義模倣品の判別 (*商品種類について明記すること。例えばアパレル商品、玩具など全ての商品を列記*) (商品種類)、当該模倣品について香港裁判所において証拠提示したり証言を行うことに関し、以下に列挙する者をここに我々の代表として任命し、貴税関へ協力を行うものとする。

1. (鑑定人氏名)
2. (鑑定人氏名)

(上記鑑定人が法人である場合には、商標権者と当該法人との関係について一般的な説明を加える必要がある。例えば販売代理店／生産許可を受けた製造業者／完全子会社など。もし販売代理店若しくは生産許可を受けた製造業者である場合には、契約期限についても明示すること)

(上記鑑定人が個人である場合には、当該個人の勤務経験、現在の職位と業務範囲、勤務年数、これまでに受けた訓練や専門性など、商品や鑑定知識や適格性を証明する一般的な説明を加える必要がある)

別途通知がない限り、本授権書は (日／月／年) \_\_\_\_\_ まで有効とする。

下記に署名する我々は、当該登録商標に関して疑義模倣品の判別や当該模倣品について香港裁判所において証拠提示したり証言を行うことに関し、本授権書をもって我々を代表し貴税関へ協力を行うものとする。

署名：  
氏名：  
職位：  
社名： (社印捺印)

**Background Information of the authorized examiner**

Name of Examiner : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

Telephone Number : (Office) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

Fax Number : \_\_\_\_\_

Email Address : : \_\_\_\_\_

Company Name : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

Company Address : : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

Current post title in company : : \_\_\_\_\_

Year of service : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

Scopes of duties in present post :

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

Registered trade mark involved : \_\_\_\_\_

Categories of products to be examined :

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

Training(s) received in relation to identification of counterfeit goods

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

How can you convince the court that you can prove infringement of the subject registered trademark(s) without any reasonable doubt?

(e.g Formal Training on identification of counterfeit goods / Relevant working experience / Accessibility to relevant company's record)

---

---

---

---

---

---

---

---

Describe your knowledge on :

*a) Trademark owner's company background*

---

---

---

---

---

---

*b) Product manufacturing*

---

---

---

---

---

---

*c) Licensing of product*

---

---

---

---

---

---

*d) Product distribution network*

---

---

---

---

---

---

Describe your knowledge in identification of parallel imported goods, sub-standard items and obsolete/outdated models.

---

---

---

---

---

---

---

---

Identification guidelines on counterfeit products :

(Objective descriptions, e.g. Unique product code, marking, batch number & etc. Please provide image of the marks if available.) :

Comparisons between genuine and counterfeit goods

Genuine Goods	Counterfeit Goods

(参考用和訳)

認定鑑定人に関する背景資料

鑑定人氏名: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

電話番号: (勤務先) \_\_\_\_\_

ファクス: \_\_\_\_\_

電子メールアドレス: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

会社名: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

会社住所: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

社内での現在の職位: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

在職年数: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

現在の職位における職務範囲:

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

対象となる登録商標: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

鑑定対象商品の分類:

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

模倣品鑑定に関連して受けたことのある訓練など：

---

---

---

---

当該登録商標が侵害されていることの証明として、合理的疑いなくあなたが裁判所に対してそう確信させることができる根拠を挙げよ(例えば模倣品の鑑定／関連する業務経験／社内の関連記録へどれだけアクセスできるかなど)。

---

---

---

---

---

---

---

---

次の事項に関するあなたの知識を述べよ。

**a) 商標権者の企業背景**

---

---

---

---

---

**b) 製品の製造**

---

---

---

---

---

**c) 製品のライセンス許諾**

---

---

---

---

---

d) 製品の流通経路

---

---

---

---

---

---

並行輸入品や標準以下品、旧式モデル品についてのあなたの鑑定知識について述べよ。

---

---

---

---

---

---

---

---

模倣品鑑定のガイドライン:

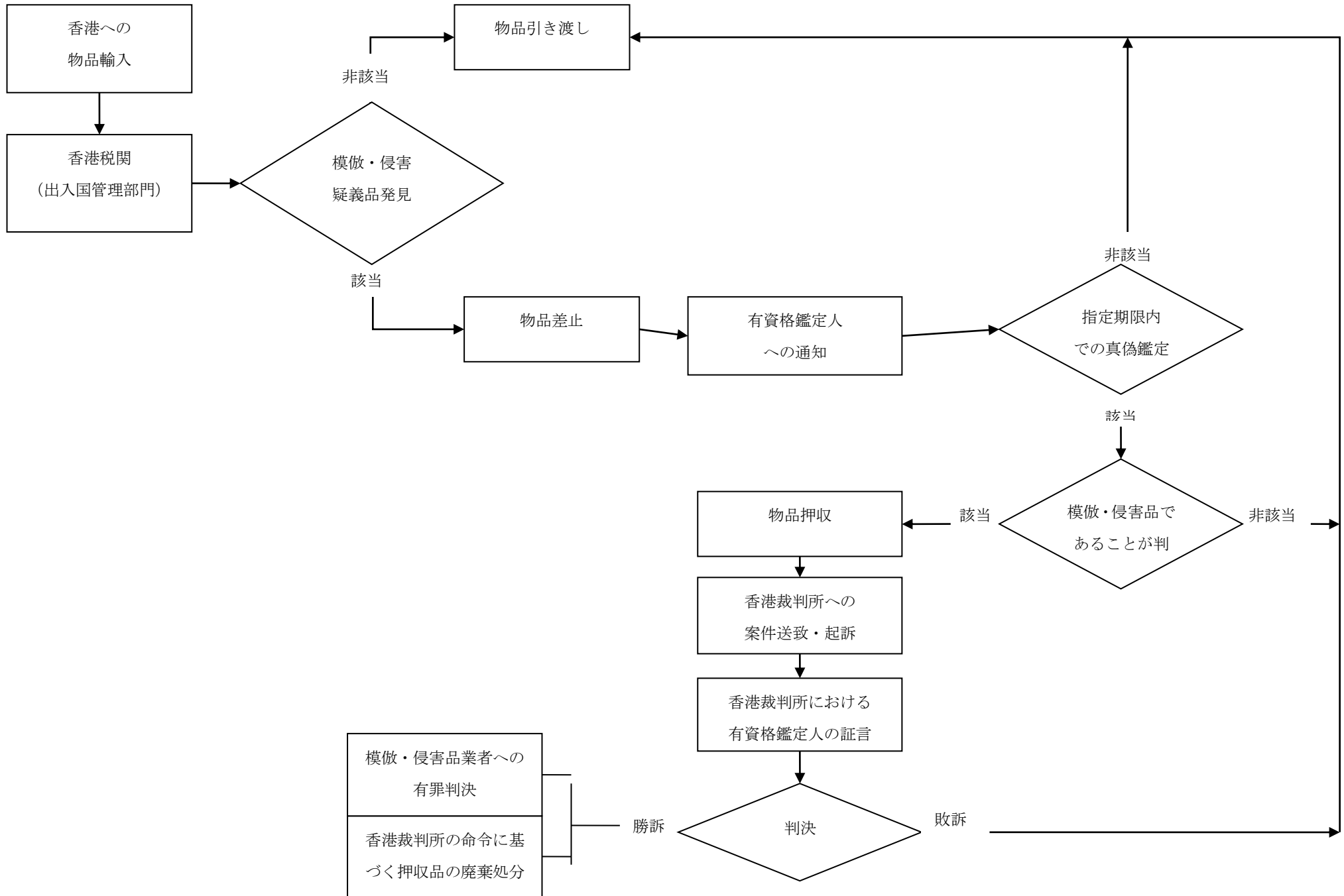
(対象品の説明、例えば特有の製品コードやマーク、ロット番号など。マークの画像があれば尚可):

真正品と模倣品の比較

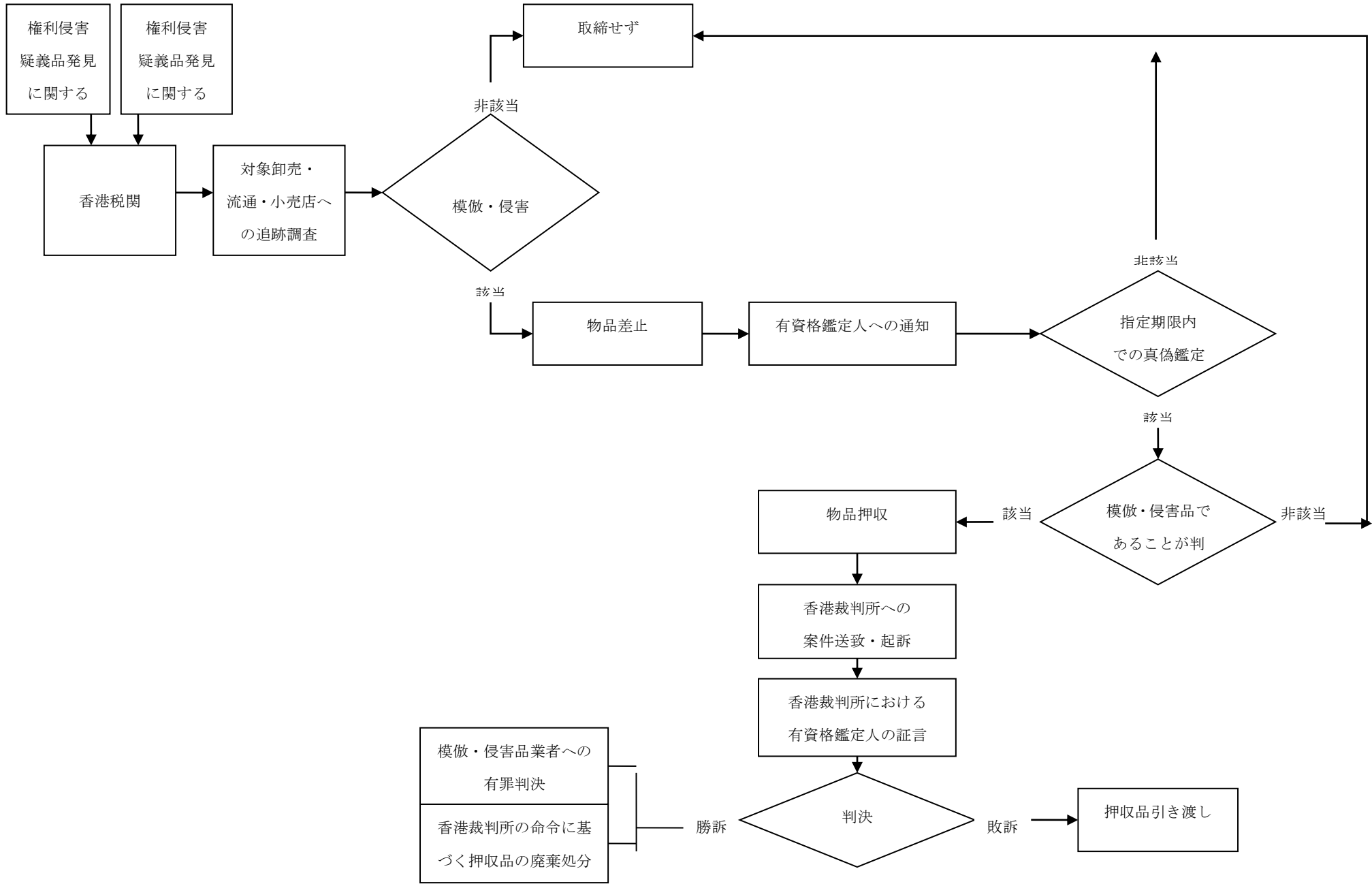
真正品	模倣品



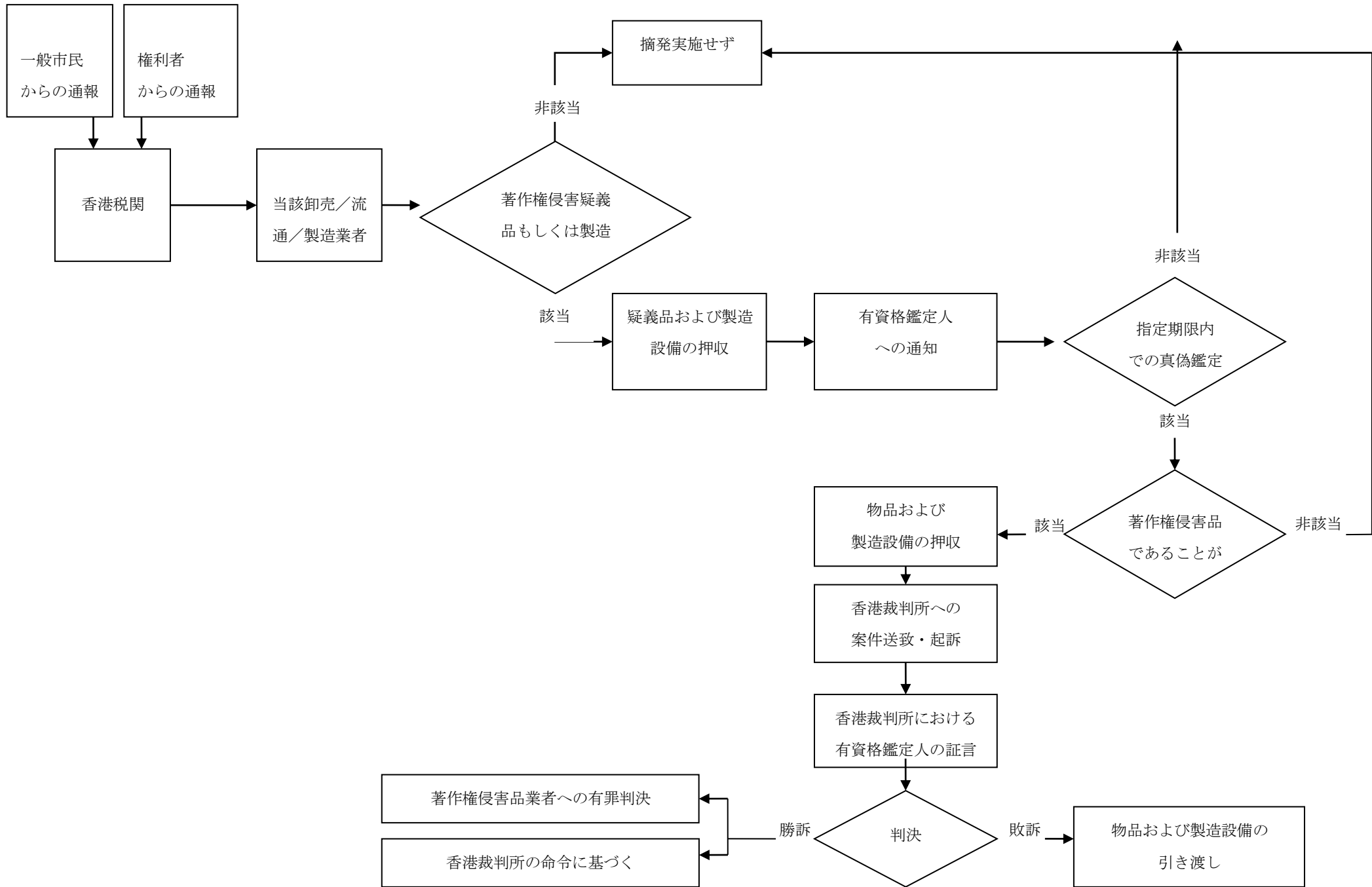
権利侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート（出入国管理レベル）



権利侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート（小売・流通レベル）



### 著作権侵害疑義品の発見から廃棄までのフローチャート（卸売・流通・製造レベル）



[執筆協力]

Quest IPR Co.,Ltd.

[発行]

ジェトロ東京本部 知的財産課

TEL: 03-3582-5198

FAX: 03-3585-7289

ジェトロ香港事務所

TEL: +852-2526-4067

FAX: +86-10-6528-2782

2017年3月発行 禁無断転載

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。